

二次評価について

1 管理運営状況評価の意義（指針抜粋）

- 都と指定管理者が協定で合意した管理業務の実施及び安全管理、関係法令の遵守、個人情報保護といった指定管理者が守るべき事項について確認を行なうとともに、サービス実施状況や利用者満足度等をチェックし、その結果を管理運営業務に反映していくPDCAサイクルを構築することで、都民サービスの一層の向上を図る。
- 評価の実施に当たっては、管理業務やサービスの内容について、改善すべき点、優れている点など、できるだけ多面的に評価を行い、指定管理者が利用者の立場に立って、業務のチェックや改善に継続的に取り組むことを促していく。

2 評価対象業務（指針抜粋）

指定管理者が行う施設の管理業務のみならず、指定管理者が事業計画において提案した施設を活用して自主的に実施する事業を含めることができる。

3 二次評価の内容（指針・委員会設置要綱抜粋）

- 評価委員会は、施設の設置目的、管理運営において求める水準、指定管理者が果たすべき役割などを踏まえた上で、各種資料を基に一次評価の内容について検証し、管理運営状況、事業効果その他について客観的・専門的な評価を行う。
- さらに、評価委員会は、公の施設の設置目的を最大限発揮させていくという観点から、都民のニーズを踏まえ、所管局に対して指定管理者のサービス水準の向上、効率的な運営の推進等に関する助言を行うことができる。

<評価方法>

- 施設所管部の一次評価を検証し、指定管理者の年間を通じた管理運営状況と事業効果について専門的な評価を行う。
- 次の4段階で決定する。

評価	内容
S	管理運営が優良であり、特筆すべき実績・成果が認められた施設
A	管理運営が良好であり、管理運営に係る様々な点で優れた取組が認められた施設
B	管理運営が良好であった施設
C	管理運営の一部において良好ではない点が認められた施設

- ・「S」評価は、特に優れた取組を行い、成果を挙げている指定管理者を評価するために用いる。
- ・「S」と位置付ける場合は、指定管理者の取組や成果が真に当該評価に該当するものであるか、十分に検証する。

＜その他＞

- 必要に応じて施設の実地調査を実施する。
- 委員会は指定管理者のサービス水準の向上、効率的な運営の推進に関し、福祉保健局長に必要な助言を行うことができる。
- 委員長は、評価結果を福祉局長、保健医療局長に報告する。
- 福祉局長、保健医療局長から再評価を求められたときは、委員会は再評価を実施する。
- 評価委員会の会議内容（議事録を含む。）は、個人のプライバシー保護、企業秘密保護及び法令等による公開禁止に関する事項を除き、原則公開する。

4 評価の特例（指針抜粋）

- 不可抗力により目標達成が困難な場合の評価

都民・利用者の安全確保の観点から、施設の全部又は一部につき利用を休止し、又は制限したことにより、年度計画に従った事業の実施や管理運営において求める水準を達成するための取組を実施できなくなった場合等においては、実施した業務の内容に応じた適切な評価とするため、施設の状況を踏まえて評価方法を見直すこととし、その見直し内容を評価委員会に説明の上、評価結果とともに公表する。

5 参 考

＜一次評価＞（指針・評価実施要綱抜粋）

- 「評価項目・評価基準」に基づき、詳細項目の評価、総合評価を実施する。
- 評価得点の合計点に基づき、評価を決定する。

（1）医療施設

- S : 31 点以上
- A : 29 点以上 30 点以下
- B : 21 点以上 28 点以下
- C : 20 点以下

（2）福祉施設

- S : 28 点以上
- A : 27 点
- B : 19 点以上 26 点以下
- C : 18 点以下

- ・ 指定管理者の責に帰すべき事由により、①利用者等の生命・身体・財産に重大な損害が生じた場合、②施設運営に関連して法令・協定等に関する違反があった場合、③その他公の施設の設置者としての都の信頼を損ねた場合には、改善された場合であっても、評価は「C」とする。
- ・ なお、上記の各号に該当するか否かの判断に当たっては、事業の悪質性、社会的影響や施設の管理運営との関連性などを設置条例の規定等に照らし、総合的に判断する。

＜評価結果の公表＞（指針抜粋）

評価結果については、公表する。

・ 施設名 ・ 評価内容 ・ 評価委員会委員氏名 等

＊指針：東京都指定管理者制度に関する指針

＊評価実施要綱：福祉局指定管理者評価実施要綱

保健医療局指定管理者評価実施要綱

＊委員会設置要綱：福祉局・保健医療局指定管理者評価員会設置要綱